

ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が取り組むべき内容に関する指針をご存じですか

ロシア連邦によるウクライナ侵略が未だ継続する中、ロシアの資金源を断つために、G7首脳声明でロシア産ダイヤモンドの輸入を段階的に制限することが示されました。

『ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が取り組むべき内容に関する指針』は、日本におけるロシア産ダイヤモンドの輸入の段階的な制限の一環として、国内でダイヤモンドを輸入する事業者に対し、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの輸入の排除及び適切な取引を実施する旨の自己宣誓を求め、そのために取り組むべき内容の手引きを提示するものです。

本指針は、法的拘束力はないものの、将来的に導入しうる法規制を見据え、事業者が尊重し、自主的に遵守することが期待されます。

対象となる品目

以下のダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドであって、1個（粒）当たり0.5カラット以上のものが対象です。

【対象となるHSコード（関税率表番号）】

7102 10 選別してないもの

7102 31 非工業用、加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの

7102 39 非工業用、その他のもの（研磨済みなど）

※令和6年10月1日までは対象となるダイヤモンドの品目は1カラット以上でしたが、令和6年10月2日以降は0.5カラット以上に変更となります。

すでに宣誓書を提出いただいた事業者は、この変更に伴う再提出は不要です。

輸入事業者求められる対応（ポイント）

- (1) 輸入元事業者の選定基準の策定・社内管理体制の構築
- (2) 指針内容を遵守することの自己宣誓の実施
- (3) 証明書類の取得・保管
- (4) 重量（カラット）の記載について
- (5) 輸入元事業者への適切な確認
- (6) 経済産業省への書類等の提出



※裏面でさらに解説

提出書類（宣誓書）

ダイヤモンドを輸入する事業者は、本指針で求められる対応を遵守することを宣誓する必要があります。宣誓書のひな形（指針の別添様式）に必要事項を記載し、経済産業省へ原則メールにて提出してください。

輸入体制の構築フロー

ステップ1：企業の管理体制の構築

- ①ダイヤモンド取引の管理責任者を置き、適切な社内体制を構築
- ②輸入元事業者の選定や調達の基準あるいは方針を策定
- ③サプライチェーンのデューディリジェンスを監督できる担当者を選定・配置

ステップ2：自己宣誓の実施

経済産業省への宣誓書の提出

宣誓書の提出はこちらから⇒



ステップ3：証明資料の取得・保管

キンバリープロセス証明書（原産国が明記）、G7証明、原産国あるいは産出国がロシアではない旨を宣誓する文言が記載されたインボイス等、第三者機関による原産国（産出国）証明書等のいずれかを取得・保管（また、対象品目であることが確認できる重量（カラット）情報も併せて保管）

ステップ4：輸入元事業者への適切な確認

- ①輸入元事業者に対して原産国（産出国）に関する記録保持を促す
- ②輸入元事業者が輸入制限に抵触していないかを確認
- ③輸入元事業者が発行したインボイスの記載内容を毎年照合・確認

ステップ5：経済産業省への書類提出（求めがある場合）

自己宣誓を証明するため、必要に応じて経済産業省に情報提供

宣誓書の提出、詳細は以下よりご確認ください

特設ページ （経済産業省ホームページ）

指針、Q&A、宣誓書様式を掲載
宣誓書の提出はこちらから

ダイヤモンド 指針

検索



提出先・問い合わせ先

経済産業省製造産業局
生活製品課ダイヤモンド担当
E-mail: bz1-diamonds@meti.go.jp

※お問合せはメールでお願いいたします。